緑の風FAX版



NO.127 2019年5月9日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

第19回中央執行委員会決定事項

指令43号 黒澤純一君、阿部正明君、金井正明君の制裁申請と 執行権停止及び組合員権の一部停止の緊急措置について

水戸地方本部執行委員長・黒澤純一君、東京地方本部執行委員長・阿部正明君、八王子地方本部執行委員長・金井正明君は①第45回定期中央委員会で否決された春闘方針をそれぞれの各地方委員会で地本の方針とし提起して方針化し、組合の決議に違反した。②中央本部の許可もなく3地本名で職場討議資料の発行、要請書及び質問状の発出、見解の発出を行った。③討議資料の中に「パラノイア(偏執病)」と記述し、自らの主張に沿わない中央本部、地方本部に対し、誹謗中傷を行った。④討議資料に虚偽の事実を記載し、組合員の権利としての批判の自由を超え、組織に混乱をもたらした。⑤職場討議資料をHPで公開し、組織内外の不特定多数が閲覧できる状態をつくり、「真実の声」等による組織介入を助長した。また、一部の討議資料を他の地本・支部に数回におよび一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした。⑥2019年5月8日に3地本連名で「再回答書」を発出し、中央本部指令第41号に違反する行為をした。

従って、2019年5月9日、第19回中央執行委員会(2019.5.9)で、JR東労組規約第60条(1)組合の規約または決議に違反する行為(3)組合の団結または統制を乱す行為に該当することを議決し、第38回定期大会に制裁申請を行うことを決定した。

従って、中央本部は、第19回中央執行委員会の確認に基づき、下記の通り指令する。

-- 記 --

- 1. 水戸地方本部執行委員長・黒澤純一君、東京地方本部執行委員長・阿部正明君、八王子地方本 部執行委員長・金井正明君に対しJR東労組規約第60条2項の定めにより、第38回定期大 会へ制裁申請を行う。
- 2. 水戸地方本部執行委員長・黒澤純一君、東京地方本部執行委員長・阿部正明君、八王子地方本部執行委員長・金井正明君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、規約第34条第1項(5)に基づき、緊急措置として執行権を停止する。
- 3. 水戸地方本部執行委員長・黒澤純一君、東京地方本部執行委員長・阿部正明君、八王子地方本部執行委員長・金井正明君に対し、規約第60条2項に基づき、規約第13条(3)を停止する。
- 4. 水戸地方本部執行委員長・黒澤純一君、東京地方本部執行委員長・阿部正明君、八王子地方本 部執行委員長・金井正明君に対し、中央本部の許可無く、全組合事務所及び組合施設への立ち 入りを禁止する。
- 5. 各地方本部は、各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。

全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを 各級機関役員に要請します